

社会福祉法人千寿会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月16日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内の育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を70%以上にする

〈対策〉各職場における休業者の業務カバー体制の検討、見直し

※育児休業取得者の業務を代替する職員の業務見直しについて（内規）参照